

「自動車検査証の電子化」及び 「記録等事務委託制度」について

令和5年1月より、自動車検査証がICカード化されるとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を、運輸支局長が一定の要件を備える者(指定整備事業者等)に委託する制度「記録等事務委託制度」が導入されます。(注意：軽自動車については令和6年1月より導入予定。)

この委託を受けようとする者は、要件を満たした上で、申請書類等を運輸支局に提出する必要があります。

詳しくは、国交省 HP「プレスリリース」及び説明資料をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

〔記録等事務委託制度のポイント（登録車）〕

記録等事務委託制度について：令和5年1月1日から施行

・委託を受けようとする者は、申請書類等を運輸支局長に提出する必要があります。

【重要】

委託を受けた者であっても、電子検査証の運用が開始される令和5年1月1日以降に、初めて電子検査証が交付される際は、必ず運輸支局窓口へ出向く必要があります。

よって、委託された者が運輸支局へ出向く必要なくなるのは、電子検査証の交付を受けた次の継続検査からとなります。

ただし、既に電子検査証の交付を受けている自動車（転入や移転登録等）は、OSSにより有効期間の更新及び検査標章の交付が可能となります。



委託を受けるための申請は、既に運輸支局で紙による申請の受付が開始されていますが、上記の来庁が不要となる時期を考慮のうえ、電子申請が可能となる令和5年1月1日以降に行うことで申請手続きの簡素化が図れます。

なお、国では、紙による委託申請をした際に不備等がある場合には、時間がかかるとのコメントがされております。